

# 適切な意思決定支援に関する指針

社会医療法人寿量会 熊本機能病院

## はじめに

当院に入院する患者は、様々な疾患を抱えて治療、療養、生活を送るにあたり、色々な意思決定をする必要があります。私たち職員は、患者・家族や関係者のみなさまの意思を尊重するとともに、その意思決定ができるように適切な支援を行います。

特に大きな問題となるのは、以下の通りです。

1. 人生の最終段階における医療選択の意思決定
2. 認知症などで自らが意思決定することが困難な患者の意思決定
3. 身寄りがない患者の意思決定

このようなケースに対応するために厚生労働省の「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスにおけるガイドライン」、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」、また山梨大学院総合研究医学領域 社会医学講座 代表研究者 山縣然太郎「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に活用しています。

## I.人生の最終段階における具体的な医療・ケアの方針決定支援

1. 患者本人の意思決定が確認できる場合
  - 1) 患者本人の意思決定を基本とする（家族も関与しながら）
  - 2) 時間の経過、心身の状況の変化、医学的評価の変更、患者・家族を取り巻く環境の変化などにより、意思は変化することがある。医療・ケアチームは、患者本人が自らの意思をその都度示し伝えることができるように支援する
  - 3) 患者本人が自ら意思を伝えることができなくなる可能性を考慮し、そのような場合の対応について、予め家族や関係者を含めた話し合いを行う
2. 患者本人の意思が確認できない場合
  - 1) 家族や関係者が患者本人の意思を推定できる場合には、その推定意思を尊重し、本人にとって最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームとともに慎重に検討し決定する
  - 2) 家族や関係者が患者本人の意思を推定できない場合には、本人にとって何が最善であるかについて、家族や関係者と医療・ケアチームにより十分に話し合い決定する
  - 3) 家族がいない場合、または家族や関係者が判断を医療・ケアチームに委ねる場合は、患者本人にとっての最善である医療・ケアの方針を医療・ケアチームが慎重に検討し決定する
  - 4) これらの決定が困難な場合、医療・ケアチームの申し入れにより必要と判断される場合は、臨床

倫理チーム（CET）に相談しアドバイスをもらうが、困難な事例は最終的に当院倫理委員会での方針を審議する

## II. 認知症等で自らが、意思決定をすることが困難な患者の意思決定支援

障害や認知症等で自らが意思決定することが困難な場合は、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」を参考に、できる限り患者本人の意思を尊重し反映しながら意思決定支援する。家族や関係者と医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が、関与してその意思決定を支援する。

## III. 身寄りがない患者の意思決定支援

身寄りがない患者の医療・ケアの方針についての決定プロセスは、患者本人の判断能力の程度は入院費用の資力の有無、信頼できる関係者の有無等により状況が異なる。介護・福祉サービスや行政の関わり等を利用して、患者本人の意思決定を尊重し、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」を参考に、その意思決定を支援する。

2022年4月1日作成・・・一般病棟・地域包括ケア病棟における指針

2024年4月1日改訂・・・1-4) 困難事例に対応、審議についての文言を訂正した

2024年6月1日改訂・・・熊本機能病院の意思決定支援として改訂した